

防災規制

【防災対象物品(法8の3-1・2)】

- ・不特定多数が出入りする建物・高層建築物・地下街において使用する防災対象物品は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。
- ・防災対象物品には防災表示または指定表示を付する。

【防災防火対象物(令4の3-1)】

- ①高さ31mを超える高層建築物
- ②特定防火対象物※16の2項を除く。
- ③12項ロ
- ④16項イの特定用途部分
- ⑤以下の工事中の建築物・工作物
 - (1)建築物※都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの、およびこれに付属するものを除く。
 - (2)プラットホームの上屋
 - (3)貯蔵槽
 - (4)化学工業製品製造装置
 - (5)その他(3)(4)に類する工作物

【防災対象物品(令4の3-3)】

- ①カーテン
- ②布製のブラインド
- ③暗幕
- ④じゅうたん等(2㎡を超えるもの)※1
 - ※1 玄関マット・フロアシート・毛せん(フェルトカーペット)・タフテッドカーペット・ニットドカーペット・フックドラッグ・接着カーペット・ニードルパンチカーペット・ござ・人工芝・合成樹脂製床シート等。織りカーペット・毛皮製床敷物・毛製だん通等は該当しない。
- ⑤展示用の合板
- ⑥どん帳その他舞台において使用する幕および大道具用の合板
- ⑦工事用シート